

本県における「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の項目及び確認・手続先は、次のとおりですので、各担当課へ直接お問い合わせください。

なお、事業により条件が異なりますので、必要な手続きについて、下記成長産業推進課 HP に掲載の「太陽光発電所建設に関する主な許認可一覧」等も参照の上、十分ご確認ください。

再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力）事業化にあたっての関係法令等に関する情報について
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/newenergy/kanrenhorei.html>

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項に基づく再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。）第 5 条の 2 第 3 号、第 4 号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注 1）

事業者名	
発電設備の区分（注 2）	☐ 区分 A のうち注 2 に掲げる書類を申請時に提出できる場合
発電設備の出力（kW）	
発電設備の名称	
発電設備の設置場所	

2. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注 3）

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 地域振興部 地域政策局 地域振興課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2423
2	都市計画法に基づく開発許可（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3231

3	河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3132（管理班）
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出（注4）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3163
5	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可（注5）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課（国土交通省所管分）、農林水産部 農林水産政策局 農業農村整備課（農林水産省農村振興局所管分） 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)： 073-441-3163（港湾空港振興課） 073-441-2953（農業農村整備課）
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（注6）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 河川下水道局 砂防課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3171
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可（注6）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 河川下水道局 砂防課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3171

8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はばた山崩壊防止区域内の行為許可（注6）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 （ 年 月予定）	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 河川下水道局 砂防課（国土交通省所管分）、農林水産部 農林水産政策局 農業農村整備課（農林水産省農村振興局所管分） 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)： 073-441-3171（砂防課） 073-441-2953（農業農村整備課）
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 （ 年 月予定）	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3228
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 （ 年 月予定）	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農林水産振興課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2875
11	農地法に基づく農地転用許可（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 （ 年 月予定）	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農林水産振興課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2875
12-1	森林法に基づく林地開発許可（注6）（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 （ 年 月予定）	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2980
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 （ 年 月予定）	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 農林水産部 森林林業局 森林整備課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2978

12-3	伐採及び伐採後の造林の届出 (※)	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 農 林水産部 森林林業局 林業振興課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2993
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化 財包蔵地土木工事等届出、史 跡・名勝・天然記念物指定地の 現状変更許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県教育 委員会 生涯学習局 文化遺産課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)： 073-441-3731（調査班） 073-441-3740（世界遺産班）
14	土壤汚染対策法に基づく土地の 形質変更届出（※）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環 境生活部 環境政策局 環境管理課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2683
15	自然公園法に基づく特別地域・ 特別保護地区内の行為許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環 境生活部 環境政策局 自然環境課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2779
16	自然環境保全法に基づく自然環 境保全地域内の行為許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環 境生活部 環境政策局 自然環境課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2779
17	絶滅のおそれがある野生動植物 の種の保存に関する法律に基づ く生息地等保護区の管理地区等 内の行為許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環 境生活部 環境政策局 自然環境課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2779
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律に基づく 鳥獣保護区の特別保護地区の区 域内の行為許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環 境生活部 環境政策局 自然環境課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2779

19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 (環境影響評価手続における事業名称：)	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2688
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可（注6）(※)	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3301
21	風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届（注7）	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
22-1	廃棄物処理法に基づく土地の形質の変更の届出	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2675
22-2	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の保管の届出	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2675
23-1	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく特定事業の許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2675

23-2	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく産業廃棄物の保管の届出	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2675
24	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境管理課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-2688
25	特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可	☐ 有 ☐ 無	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：073-441-3134
26	その他の法律・条例に係る手続 (注8) (法令名：)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月予定)	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
上記以外の相談先（部署名）（注9）				
備考欄（注10）				

(注1) 認定申請に係る発電設備の情報を記載すること。

(注2) 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。ただし、変更認定申請の際に変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
7	太陽光発電設備	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
	太陽光発電設備	10kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備(陸上風力)	50kW未満
	風力発電設備(陸上風力)	50kW以上
	風力発電設備(陸上風力リプレース)	—
U	風力発電設備(着床式洋上風力)	—
2	風力発電設備(浮体式洋上風力)	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備(全設備更新型リプレース)	15,000kW未満
	地熱発電設備(地下設備流用型リプレース)	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備(全設備更新型リプレース)	15,000kW以上
	地熱発電設備(地下設備流用型リプレース)	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備(既設導水路活用型リプレース)	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備(メタン発酵ガス化発電(バイオマス由来))	—
1	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備(建設資材廃棄物)	—
R	バイオマス発電設備(一般廃棄物・その他のバイオマス)	—

また、区分Aを選択した場合において、屋根設置太陽光発電設備に相当する書類の提出が可能な場合はチェックボックスにチェックを付すこと。屋根設置太陽光発電設備に相当する書類とは、太陽光発電設備を設置する建築物の建築基準法上第7条第5項の規定による検査済証、建築物の登記事項証明書、使用前自己確認結果届出書の写し(2023年3月20日より前に運転開始した500kW未満の設備又は2016年11月30日より前に運転開始した500kW以上2000kW未満の設備は提出不要)、太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真及び図面を指す。

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量(発熱量)の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注3) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。

なお、2. 表中において(※)を付した法令及び当該法令の現状状況については、屋根設置太陽光

発電設備の申請及び 2023 年 9 月 30 日以前に認定を受けた太陽光発電設備に関する変更認定申請であって、屋根設置太陽光発電設備に相当する書類の提出があったものについて、報告を不要とする。

(注 4) 原則として、発電設備の設置場所が属する都道府県又は市町村の港湾管理局に確認すること。ただし、発電設備の設置場所が以下のいずれかのみに立地する場合には、報告を不要とする。

栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、奈良県

(注 5) 原則として、発電設備の設置場所が属する都道府県の土木部局に確認すること。ただし、設置場所が以下のいずれかのみに立地する場合には、報告を不要とする。

栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県

(注 6) 下表の手続は、2023 年 10 月 1 日以降新規に認定を取得する案件については、施行規則第 5 条の 2 第 4 号に基づき、事業計画の認定申請前に取得する必要があるため、該当「有」を選択した場合、「手続済」以外を選択することはできない。また、当該許可等を受けていることを示す書類を添付しなければならない。

法令	手続
森林法	林地開発許可（第 10 条の 2 第 1 項）
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事許可（第 12 条第 1 項） 特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可（第 30 条第 1 項） 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた許可（同法による改正前の宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文）
砂防法	砂防指定地の行為許可（第 4 条第 1 項（第 3 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分）
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可（第 18 条第 1 項） ばた山崩壊防止区域内の行為の許可（第 42 条第 1 項）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（第 7 条第 1 項）

(注 7) 風力発電設備（陸上風力）及び風力発電設備（陸上風力リブレース）以外の発電設備については報告を不要とする。

(注 8) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「2.2 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

(注 9) 発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

(注 10) 施行規則第 5 条の 2 第 4 号の適用を受けない案件においては、該当の有無を確認中である場合、手続の手続状況等を記載すること。